

令和3年6月第2回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 令和3年6月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
財 政 課	長	和 田 暢 祥

高齢者福祉課長 飛田雅章

・連絡員

総務部参事(事)総務課長 片岡和久

秘書広報課長 田中和彦

社会福祉課長 堀越和則

農政課長 相川幸法

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信

教 育 次 長 関 貴美代

教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志

副 主 幹 須賀澤 勲

主 査 渋谷 佳 子

主 査 嘉瀬 順 子

主 任 主 事 今 関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第2号)

令和3年6月3日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

次に、木村利晴議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますようお願いいたします。なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わない場合は、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますのであらかじめ申し上げます。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

おはようございます。公明党の角麻子でございます。通告に従い、順次、質問させていただきます。

今回は、新型コロナワクチン接種についてお伺いいたします。新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐり、各自治体間で重視する接種方法など、対応が割れております。かかりつけ医などの医療機関で接種する個別接種、公共施設など、比較的広い場所で一斉に接種する集団接種、また、集団と個別を同時並行で進める分離型体制など、自治体によって対応が異なります。

自治体間で対応に差があるのは、人口規模や高齢人口に差があり、対応が異なるのは当然で、それぞれの自治体の実情に合わせ、最善を判断するしかないと思っております。

そこで質問です。要旨（1）接種体制について、どのようになっているのか伺います

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナワクチン接種に係る体制につきましては、印旛市郡医師会八街地区の先生方及び検診機関との協力の下、医師や看護師、その他の人員を確保いたしまして、円滑な接種業務遂行に努めております。

なお、接種につきましては、中央公民館における集団接種を5月22日から開始したほか、市内にある19の医療機関における個別接種を5月29日から開始いたしました。

本市といたしましては、対象者のうち、接種を希望される方全員に、迅速、かつ安全な接種が実施できるよう努めてまいります。

○角 麻子君

それでは、次に、要旨（2）5月17日から予約が開始されていますが、予約状況、接種状況について、どのようになっているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者を対象にする新型コロナワクチン接種の予約につきましては、国からのワクチン供給が少量であることから、本市におきましては、混乱を避けるために、75歳以上の方の予約を5月17日に開始し、5月21日と合わせまして、約6千300の予約枠は既に上限枠に達しております。市民の皆様方には、予約が取りづらいなど、ご負担をおかけしてしまっておりまして、おわびする次第でございます。

今後の接種日程につきましては、本市のワクチンの供給量が決定され次第、その数量に応じた予約枠を設定し、順次、日程を追加してまいります。追加日程につきましては、随時ホームページを更新してお知らせするほか、コールセンターや予約サイトでもご確認いただけます。6月の予約につきましては、改めてタウンメールにおいて市民の皆様にご周知してまいります。また、ワクチンは市民の皆様が接種できる量が必ず供給されますので、慌てずに接種の時期を検討していただきたいと思いますと考えております。

なお、接種状況につきましては、5月22日から集団接種を開始し、27日までの5日間に545名の方が接種されております。接種につきましては順調に行われており、現在までのところ、大きな副反応は発生していないということ、この場をお借りいたしましてご報告いたします。

○角 麻子君

集団接種での大きな副反応も発生していないということは順調に行われているということで、まずはひと安心いたしました。

予約が取りづらいなどの苦情がたくさんあったと伺っています。なぜ、電話がつかまらないのか。本当に予約は取れるのか。情報が不十分だと、人はどうしても不安になるものです。なかなか予約が取れないことに、気力がなくなって、もう予約はいいやと諦めかけている高齢者がいると聞いております。希望する全員が必ず接種できるように手を差し伸べていただき、取りこぼしのないようにしていただきたいと思います。今後の計画的な流れや接種状況等、積極的に公表していただいて、必ず皆さん接種できますよとの安心感を与えてほしいと強く要望してまいります。

また、接種予約は電話よりも、WEBでの予約の方が時間に左右されないもので、若干予約が取りやすいと思うんですけども、やはり高齢者にとってはハードルが高いのが現状です。

最近では、スマホを持つようになった高齢者も増えてきました。しかし、普段からスマホを利用していても、いざ予約サイトの画面まではたどり着いても、ログインがどういう意味だか分からない、また、アカウントやURLという言葉につまずいてしまいます。高齢者にとっては、インターネットの用語に慣れていないと、なかなかネットでの予約をしたくてもできないと思います。

愛知県常滑市教育委員会では、市内の中学生1千775人に、祖父母らのインターネット予約を代行してほしいと呼びかけました。日頃からスマートフォンを使いこなし、また、一人1台パソコンの授業でも力を発揮する中学生の力を借りようと考えたそうです。また、祖父母との交流も深まればとの期待もあるようです。

予約方法を載せて代行を呼びかけるチラシを作り、生徒に配ったのですが、そのチラシには、「おじいちゃん、おばあちゃんを助けて!」、「今こそ、孫の行動力を見せるとき!」と熱いメッセージが載せてあります。

これを受け取った生徒は、祖父母だけでなく、日頃からお世話になっている近所の高齢者にも声をかけてみたいなどの声が上がっているそうです。ぜひ、チラシでなくても、生徒たちに、「みんなの力でおじいちゃん、おばあちゃんを助けてあげよう」との呼びかけをしてもよいのではないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次の質問、要旨(3)国では65歳以上の高齢者の接種について、コロナワクチンは6月中に供給し、接種は7月までに終わらせる計画としていますが、八街市の現状はどのようなになっているのか伺います。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

本市における当初の新型コロナワクチン接種実施計画では、65歳以上の高齢者人口2万1千160人、接種率70パーセント、接種回数2万9千624回で、高齢者の接種終了は、最初8月中を見込んでおりましたが、国の指針に準じて、7月中に接種が終了するように、医療従事者の確保、予約体制の拡充などの体制整備に努めているところでございます。

なお、5月17日に、千葉県市長会及び千葉県町村会におきまして、ワクチン接種担当大臣、総務大臣、厚生労働大臣、千葉県知事に対しまして、新型コロナワクチン接種を円滑に進める上で直面する課題に緊急、かつ的確に対処するため、ワクチンに関する情報提供や、医療機関への対応などの必要な措置を求める緊急要望を行ったところでございます。

○角 麻子君

ワクチン接種が本格化する中で、急なキャンセルによる余剰分の扱いが課題になっています。教員や保育士に打ったり、「もったいない登録」などのキャンセル待ちの仕組みをつくったりと、自治体によって対応は様々です。ワクチンがなかなか行き渡らない状況は、しばらく続く見通しになると思います。住民が納得できる透明性の高い仕組みと、また、丁寧な説明が必要だと思います。

そこで、質問です。要旨(4)急なキャンセルにより、ワクチンにあまりが出た場合はどう

するのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

集団接種会場で、接種予定者に当日キャンセルが発生した場合の対応につきましては、国の指針に基づきまして、ワクチンの廃棄を回避するため、重症化リスクの高い方々に接する機会が多く、接種可能となった場合の連絡及び来場までの時間的余裕を考慮して、事前に接種者リストを作成・提出が可能な職種の方々とはしまして、5月20日に公表したところでございます。

順位とはしましては、第1に、市内の高齢者施設等の従事者、第2に、市内の保育施設等の従事者、第3に、本市集団接種会場の従事者となります。個別接種での対応につきましては、各医療機関においてワクチンの廃棄が発生しないよう、キャンセル対応をお願いしております。

また、あわせまして、他市でも行っている「ワクチンもったいないバンク」のような取組を行いまして、キャンセルが出た場合に、すぐに接種会場に行っていただける市民を募り、名簿順にお呼びし、接種する仕組みを実施してまいります。

限りあるワクチンを無駄なく、迅速に接種するため、市民の皆様方のご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

○角 麻子君

ワクチンの供給量が限られている中、優先順位や公平性を大事にしつつ、感染対策の切り札を無駄にしないように、お願いいたします。

高齢者の中には、コンビニへは歩いて行けても、集団接種の会場まで行けない人もいます。高齢者のみの世帯だとなおさらです。接種会場へのアクセスを向上させていく必要があると感じます。

静岡県などでは、集団接種会場と高齢者の自宅を往復する送迎の足として、タクシーを活用してもらう施策が相次いでいます。身体が不自由な高齢者らの移動手段を用意することで、接種率向上を目指すだけでなく、コロナ禍で利用客が減少しているタクシー業界の支援にもつながるとしています。

そこで、質問ですが、関連性がありますので、要旨（5）と（6）は一括にて質問いたします。接種会場までの移動困難な方への対応として、タクシー券の追加配布はできないか。また、ふれあいバスの臨時運行はできないか伺います。

○市長（北村新司君）

要旨（5）及び（6）につきましては関連性がございますので、併せて答弁いたします。

本市では、現在、65歳以上で運転免許証を持っていない方や、病気などにより自動車を運転できない方に対する「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」や、重度の心身障害のある方に対する「福祉タクシー事業」を実施しておりますので、接種会場までの移動手段の1つとして、ご活用いただきたいと考えております。

現時点におきましては、これらの利用券の追加配布につきましては難しいものと考えておりますが、ワクチン接種の円滑な実施、特に接種会場への高齢者の移動手段を確保するため、ふれあいバス等の臨時運行を予定しております。

具体的には、ふれあいバス車両等を利用して、貸切りバスの方法による交通手段の確保を図りたいと考えておりました。ふれあいバスの朝便、夕便を除いた既存のダイヤ・ルートを活用いたしまして、運休日である日曜日に、ふれあいバス車両による運行を行います。

加えて、交通結節点である駅から集団接種会場の中央公民館への移動をよりスムーズにするため、榎戸駅を經由して、八街駅と中央公民館を往復するシャトルバスを、ダイヤを設定して運行することを考えております。さらに、土曜日・日曜日・祝日が運休日となっております路線バス「八街循環線」につきましても、貸切りバスによる休日運行につきまして、バス会社と調整しているところでございます。

なお、ふれあいバス及びシャトルバス等の乗車料金につきましては、ワクチン接種で利用する市民の負担軽減を図るため、無料にしたいと考えております。移動困難な高齢者の方々のワクチン接種会場への交通手段としては、民間路線バスやふれあいバス、シャトルバス等をご利用いただきたいと考えております。

○角 麻子君

とても前向きな答弁で安心いたしました。アクセス向上は接種希望者に必要な支援策ですので、ぜひお願いしたいと思います。

市では、車椅子仕様ワゴン車、ゆうあい号を無料で貸出しを行っています。接種会場に行く際に、足の不自由さで行くのをためらっている方には非常に助かるサービスだと思います。

そこで質問です。要旨（7）ゆうあい号の活用はできないか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、高齢者及び障がいのある方とその家族、社会福祉団体、社会福祉ボランティアなどを対象にいたしまして、車いす対応の乗車機能を備えた福祉カー、ゆうあい号の貸出しを行っています。利用目的の制限はございませんので、新型コロナワクチン接種のための医療機関や集団接種会場への移動につきましても、貸出しは可能でございます。

なお、利用状況につきましては、令和2年度の貸出件数は74件、年間利用率は20.3パーセントであり、令和3年度4月の貸出件数は4件、月利用率は13.3パーセントでございます。利用していない日も多くございますので、高齢者や障がいのある方の新型コロナワクチン接種に関する移動手段の1つとしてご活用いただくよう、広報、ホームページ等で周知を図ってまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。ゆうあい号のことを市民全員が知っているかということ、まだまだそうでもないのかなというふうに感じております。ですので、ぜひ周知の強化をさらにもお願いしたいと思います。

コロナワクチンの接種は、今までにない国民的事業であり、希望する全ての市民が接種対象であり、万全の準備が必要と考えます。初めてのことなので、今後も様々な想定外のアクシデントが起こるかもしれません。接種先行自治体の事例や情報等を収集しまして、市民の不安を解消できるワクチン接種となりますよう、体制をさらに整備をして、力を入れていただけますよう強く要望いたしまして、私の今回の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、公明党、角麻子議員の個人質問を終了いたします。

次に、公明党、木内文雄議員の個人質問を許します。

○木内文雄君

公明党の木内文雄です。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方に、心よりご冥福を申し上げます。また、罹患された方のご回復をお祈り申し上げます。さらに、市役所の皆様と医療関係者の皆様へ、心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

初めに、後期基本計画・基本目標1についてですが、市では、今年度より、新婚生活支援が始まりました。「結婚・出産・子育ての希望をかなえる全世代活躍の街づくり」の現在の市の取組についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍の街づくり」を、後期基本計画における重点施策として位置付け、人口減少対策を着実に推進するものとしております。

これまでも、安心して子育てができる環境を整備するため、小規模保育事業所の開設支援や、「おやこサロンひまわり」の開設、「ファミリー・サポート・センター事業」など、各世代のニーズに合った事業を実施しております。

また、後期基本計画に基づき、実施した主な事業を申し上げますと、昨年度から、子ども医療費助成に加え、高校生等に対する医療費助成を開始したほか、総合保健福祉センター内に、子育て世代包括支援センター「にじいろ」の開設、市内全ての小学校・中学校へのエアコン設置に加え、全ての小学校児童及び中学校生徒への一人1台パソコンの配備を完了いたしました。

さらに、本年4月には、本市で初となる児童館がオープンしたほか、新婚世帯に対し、新居の家賃や引越費用等の経済的支援を行う「結婚新生活支援事業」を新規事業として実施し、今後は、婚活イベントやセミナーの開催を予定しているところでございます。

そのほか、児童館を中核とした、多世代が交流するにぎわいを創出するため、近接する老人福祉センターを昨年度リニューアルするなど、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍の街づくりを推進しているところでございます。

○木内文雄君

様々な取組をありがとうございます。

次に、三世代同居・近居住支援事業補助金の新設についてですが、日本では、三世代世帯が一貫して減少し続けている最も大きな理由は、産業構造の転換とも言われています。65歳以上の方がいる世帯は2千万世帯近くになり、三世代同居は約336万世帯となってきております。

高齢者だけの家族では老老介護等が問題になっています。また、夫婦と子どもからなる世帯は減少し、夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。子育てしやすい環境作りが必要だと思います。

保育園でも熱が出たり等で預けられない等の問題があります。そこで、親に頼ることが多くなっております。また、高齢の親は、介護等の問題や買物支援等の必要が生じる世帯も増えています。

そこで、三世代同居・近居住支援事業補助金の新設をすることにより、助け合える家族になっていけると思います。市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国立社会保障・人口問題研究所が実施いたしました「全国家庭動向調査2013」では、出産や育児に関する最も重要な支援者は親となっております。また、内閣府が実施いたしました「平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査」では、理想の家族の住み方について、20.6パーセントの方が、三世代同居を理想としており、また、78.7パーセントが、祖父母の育児や家事の手助けが望ましいとしております。

一方、厚生労働省が実施しました国民生活基礎調査では、総世帯数に占める二世帯世帯数は年々増加し、三世代世帯数の割合は年々減少している状況でございます。

三世代同居を促進することは、結婚、妊娠、出産、育児に対する子育て層の不安や負担を軽減し、少子化対策につながる有効な施策と考えられますので、ご提案のありました「三世代同居・近居住支援事業補助金」につきましても、先進事例等の調査・研究を進めながら、本市における施策として、導入の可能性を検討するとともに、地域独自の取組に対する財政支援の充実につきまして、国や県に要望等を行ってまいりたいと考えております。

○木内文雄君

千葉県内でも実施要項は少し異なりますが、17市町で行っております。ぜひとも新設をお願いいたします。

次に、市民サービスの充実した街づくりについてお伺いします。

公共施設等にフリーWi-Fiを設置し、市民サービスの充実を図ることについてですが、携帯電話といえば公明党と言われるほど、一貫して携帯電話の料金引下げを訴えてまいりました。携帯電話の料金を抑える方法として、使用するデータ量を抑えることで、料金を安くすることができ、そのような契約が多くなっています。公共施設等は、避難所としての機能

を有する施設となっています。台風等で避難した際、より早く地域の情報を知るためにはSNSが欠かせない時代になりました。

そこで、携帯電話のデータ量が問題になります。情報を得るためにWi-Fiを使用し、SNS等を利用することでデータ量を抑えることができます。また、塩原温泉では、国がトリアルで国の補助金を使用して、フリーWi-Fiを温泉街に設置して、観光にも役立てています。

今後、ますます公共施設等のフリーWi-Fiのニーズは求められていくと思います。公共施設等のフリーWi-Fiを設置することが市民サービスにつながると考えます。市内の状況と考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市の公共施設のうち、市立図書館と児童館「ひまわりの家」の2箇所において、フリーWi-Fiが使用可能となっております。

なお、ほかの公共施設につきましては、現在のところフリーWi-Fiの設置予定はございませんが、今後、設置が可能か、十分調査、研究してまいります。

○木内文雄君

まずは、市民が多く利用する市役所にも設置することで、ワクチン接種予約等にも役立つと思いますので、早めの設置をお願いいたします。

市政情報を幅広く公開することについてですが、現在、市内では、防災メールやツイッター等で情報提供を行っていますが、ツイッターの契約者は約4千500万人、LINEの契約者は8千600万人とも言われています。

多くの方がLINEを利用しています。セキュリティの問題等が話題になっていますが、専用の公式アカウントで一方向的に発信するのであれば問題ないと伺っています。県や市でも導入しているところが増えています。LINE公式アカウントの導入について市の考え方をお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市政情報の配信につきましては、現在、ホームページ、広報やちまた、やちまたメール配信サービスに加えまして、昨年2月から、ツイッターによる市からのお知らせやイベント情報、講座情報などを配信しております。

LINEは、国内で最も利用されているSNSであることから、市民の方への情報発信ツールとして有効なものと考えております。

今後、新たな情報配信ツールとして、早期導入に向けまして、検討してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

早期にLINEをしていただくことにより、より多くの方に情報を提供できると思いますの

で、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、公明党、木内文雄議員の個人質問を終了いたします。

次に、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を許します。

○栗林澄恵君

公明党の栗林澄恵でございます。私のモットーは、「明るい笑顔、輝く未来やちまた」です。活気にあふれ、市民の安心・安全な暮らしができる八街にと、通告に従い、質問させていただきます。

日本学生支援機構の2019年発表によりますと、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用していると計算されます。一方、19年度末の奨学金返済延滞者数は、約32万7千人で、延滞債権額は約5千400億円に上っています。

延滞の理由の主なものは、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援が15年度から実施されています。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を当該自治体が支援するものです。20年度6月現在、32府県、423市町村が導入しています。地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いにもつながると思います。

自治体と地元企業などが基金を創ることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みを、20年6月に制度が拡充され、市町村については基金措置が不要になり、地域によって企業の数や財政力に差があるため、国は補助割合を負担額の2分の1から、上限はありますが、全額まで引上げ、対象者の要件を、大学生のほか、高校生等を支援対象者に追加されました。

真岡市は、16年度から制度を開始し、前年度に返済した金額を補助する仕組みで一人当たり累計200万円を上限に、4年、6年生大学を卒業し、3年以上市内に住んでいるなどの条件に支援を行い、本年4月からは、短大生、高等専門学校、大学院まで対象を広げています。真岡市教育委員会学校教育課の担当者は、「長く住んだ人へのメリットを感じてもらえるよう、制度を考えた」と説明されています。

また、千葉県内においては、20年3月時点、千葉市、館山市、多古町、東庄町、長生村が奨学金支援事業を行っています。

そこで、要旨（1）若者の定住支援を、①貸与型奨学金の返済を肩代わりする支援制度についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、大学等への進学には貸与型の奨学金が多く利用され、進学機会の増大に寄与しており、

日本学生支援機構等から教育資金に係る貸与を受けた方で、大学等を卒業した後も、引き続き定住する方に対して、支援金を交付し、奨学金を実質的に肩代わりし、大学進学時や、就職時における若い世代の転出を抑制する事業を実施している自治体があることは承知しております。

貸与型の奨学金は、大学等の卒業後に返済が生じることとなりますが、就職状況等により、返済不能が発生するなど、社会問題となっている状況からも、引き続き居住する若者の奨学金の返済を支援することは有効な定住手段の1つであると考えております。

また、一方で、自治体からの支援を受けていたとしても、その後の事情により、転居等となった場合、支援の要件から外れ、自治体に支援金を返還せざるを得ないようなケースの発生も予想されます。

このようなことから、本事業の制度設計につきましては、非常に難しい課題があるものと考えております。現在の人口減少・地域活性化におきましては、ご質問にありますような制度に限らず、様々な手段による若者の定住支援が必要と考えておりますので、今年度からは、「結婚新生活支援事業」を新たに実施しているところでございますが、若者が住み続けたい街づくりにつきましては、引き続き、他団体の先進事例等をしっかり調査・研究を行いながら、様々な支援策を検討してまいります。

○栗林澄恵君

続きまして、2、命と暮らしを守る街づくりについて質問いたします。

近年、頻発化、激甚化する自然災害に備えるために、気象庁では、これまで自治体に気象予報士を派遣するモデル事業や、気象防災アドバイザーを育成する研修会を実施してきましたが、一部地域に限定する取組になっていました。

防災・減災対策が地方行政でも大きな柱となる中、専門家が自治体をサポートする意義は大きく、専門的な人材を育てる余裕のない自治体もあるだけに、政府が人材育成に取り組むことが重要との提言を受け、気象庁は育成研修の有無を問わず、全国の気象台OB、OGであれば、アドバイザーになれるよう要件を緩和し、国土交通省の委託で、全国に気象防災アドバイザーを委託することにしています。

気象防災アドバイザーは、災害時以外の活動として、自治体職員を対象とした勉強会を行ったり、市民講座の講師を担当したりしているのは一例で、このほか、防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定され、自治体の防災力を向上させる即戦力として期待されています。自治体が気象防災アドバイザーを採用する場合は、台風シーズンなどに期間を限定した職員とすることも可能で、地方気象台がアドバイザーの紹介を行っています。

本市では、一昨年の台風災害を教訓として、災害対応力の強化の重要性を実感しました。

そこで、要旨（1）災害対応力の強化を、①気象防災アドバイザーについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、自然災害が頻発化する中、台風の発生等により、災害が発生するおそれがある際には、八街市地域防災計画に基づきまして、情報収集体制を取り、銚子地方気象台と綿密な連携を図りながら、気象庁ホームページ等を活用して、気象に関する情報を収集しているところでございます。

こうした情報収集におきまして、気象台OB・OGである気象防災アドバイザーのような専門家にサポートしていただくことは、とても有意義なことと考えております。

本市では、令和2年4月から、危機管理監のポストを設置いたしまして、自衛隊OBである、危機管理に関する専門知識を有する職員を採用しているため、現時点での気象防災アドバイザーの採用につきましては考えておりませんので、ご理解願います。

今後、気象防災アドバイザーの採用の必要性につきましては、しっかりと調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

続きまして、先日、市民より、「市営水道の供給区域外のため、家庭用井戸を飲用していて、年1回の水質検査を実施していますが、八街市では水質検査に係る費用の補助はありませんか」とのお問合せがあり、担当課に伺ったところ、「現在は本市では行っていない」との回答をいただきました。

千葉県ホームページに、「井戸水を飲用する皆様へ」として、「清潔で安全な水は、私たちの生活に欠くことができないものです。飲用井戸の衛生確保は、設置者自らが実施していただくこととなりますので、次のような点に気を付けて、正確な管理に努めてください。①井戸を衛生的に管理してください。②水質検査を実施してください」とあります。

芝山町は、「住民の健康保持及び生活環境の保全を図るため、家庭用井戸を設置し、日常生活の飲用として使用する水の水質検査を実施した方に、その費用の一部を助成します」と住民に安心と安全な暮らしのお手伝いをしています。

本市の「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」「八街市総合計画2015」の健康で思いやりにあふれる街、豊かな自然と共生する街、市民サービスの充実した街の実現の1つとして、八街市民の健康保持及び生活環境の保全を図るため、家庭用井戸を飲用として使用する水の水質検査の補助をお願いいたしたく、要旨(2)家庭用井戸の支援を、①家庭用井戸の水質検査についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、家庭用井戸の水質検査を希望される方には、検査機関として、印旛保健所内にあります食品衛生協会、並びに民間の機関を紹介しております。

市では家庭用井戸の水質検査については支援を行っておりませんが、今後、周辺自治体の状況等について十分調査を行いまして、家庭用井戸の水質検査費用の支援につきましては検討してまいります。

また、市事業として、市内を北部と南部に分けて、各60か所の井戸を隔年で調査しております。調査結果につきましては、広報やちまたに掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、水質検査の結果、大腸菌、または硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素のどちらかが基準値を超えた場合は、浄水器の設置を推奨しております。その設置費用について補助を行っております。補助の金額といたしましては、浄水器の購入費及び設置費用の3分の1で、上限は5万円であります。浄水器設置費の補助につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

ご検討の方、ありがとうございます。ぜひ早期実現に向けてお願いしたいと思います。

続きまして、要旨(3) コロナ禍における女性の負担軽減についてお伺いいたします。

3月29日に、八街市議会公明党より、「コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望」を北村市長へ行いました。「今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。

この生理の貧困解消のため、例えばスコットランドでは、昨年2月に、生理用品を必要とする人が無料で入手できるようにする法案を全会一致で可決しました。イギリスでは、全国の小・中・高で生理用品が無償で提供されていると報道されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国のソウル市、アメリカのボストン市でも同様の動きがあります。

この問題は日本でも無関係ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、父母が離職や休職を余儀なくされたり、学生がアルバイト先を解雇されたりする事案が増えており、若者から経済的な困窮を訴える声が上がっております。

また、任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケートの調査によると、5人に1人の若者が「金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した」、「ほかの物で代用している」等々の結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。

このような結果を踏まえ、3月4日、公明党女性委員会副委員長の佐々木さやか参議院議員は、予算委員会で、「実態を把握し、学校の無償配布などを検討してほしい」と訴えています。

各自治体においても取組をはじめ、既に新聞報道でも紹介されましたが、豊島区や足立区では、入替え時期が迫った防災備蓄品の生理用品を無償配布に活用しています。

このような中、政府は、23日、NPOなどを通じて、貧困に取り組む女性たちへ生理用品などを提供する支援も含めた地域女性活躍推進交付金を拡充し、予備費から総額13億5千万円を活用すると決めました。八街市においても、誰一人取り残さない社会を実現するため、この交付金を有効に活用し、1日も早く、このような女性の負担軽減に取り組んでいただく

よう要望しますとの内容です。

そこで、特に小・中学校生が生理の貧困状態に陥らないよう、実態をよく把握し、気兼ねなく無償で入手できるよう、手だてを講じてくださいとの要望に対しまして、①小・中学校の実態についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市内全小中学校において、児童生徒が困らないよう、保健室に生理用品を備えております。学校といたしましては、児童生徒が生理用品を受け取りに来た機会を捉え、困り感に寄り添い、心身の健康相談につなげております。

今後も、コロナ禍における女性の負担軽減について、社会の動向を注視し、児童生徒が困らないよう、最善の配慮をしてまいります。

○栗林澄恵君

続いて、「生理用品を必要とする人が無償で入手できるよう、地域女性活躍推進交付金の活用や、使用期限の迫った防災備蓄品の生理用品を提供するなど、利用しやすい形での配布を検討してください」、「配布に関しては、提示する専用カードなどで利用しやすいように配慮をしてください」との要望に対しまして、②生理用品を必要とする人への配布についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的理由などにより生理用品の購入を控えたり、十分に用意できない女性を支援する取組があることは承知しております。多くの自治体では、防災備蓄品を活用して、生理用品を無料配布していると聞いておりますが、本市の場合、現在のところ、買換えの時期にはなく、活用は難しい状況でございます。

本市においても、タイミングにより対応することは可能であると考えておりますが、支援を行うにあたり、継続的に支援が必要なのかどうか、また、地域女性活躍推進交付金の活用も含めまして、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

昨日、東京都では、高校で、この9月から女子トイレの方に生理用品を配置するということが都議会の方で決まりました。また、直近では、隣の四街道市でも無償配布の方を進めているという報道がありました。

八街市においても、誰一人取り残さないということと、女性トイレに行けば、必要なときに生理用品が使えるというような社会を創っていただきたく、強く要望したいと思っております。

現在、75歳以上の高齢者からの新型コロナウイルスワクチンの優先接種が始まり、ワクチン接種の予約や、円滑なワクチン接種の推進に、北村市長をはじめ、市職員が一丸となって取り組んでいただき、心より感謝申し上げます

ただ、予約等に混乱も生じていますので、今後は、市民の不安解消に向けたご努力とともに、

情報の周知徹底をよろしく申し上げます。改めて、新型コロナウイルスの収束を心から祈り、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時01分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。健康で元気な街づくりを目指し、質問させていただきます。

質問に入る前に、コロナ感染でお亡くなりになりました方たちに、心よりご冥福をお祈りし、また、お悔やみ申し上げます。現在、コロナに感染し、闘病生活を送っておられる全ての方たちにもお見舞い申し上げます。コロナに立ち向かって活躍されている医療関係者の方々、コロナ感染拡大防止にご尽力されている全ての方たちに敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問1、健康増進についてお尋ねいたします。（1）以前にも健康管理についてご質問させていただきました。本市では、市民一人ひとりが、自己管理による心と身体健康作りができるよう、予防に力を入れて取り組まれているとのご答弁をいただいております。

改めて質問させていただきます。質問要旨①になりますが、高齢者の方たちの健康維持としての取組とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者の健康維持への取組に係る施策の1つとして、本市では65歳以上の方に、介護予防の普及啓発を目的とした教室を開催しております。令和2年度は、寝たままできる姿勢改善教室や、ヨガ、ストレッチなど、9つの教室をスポーツプラザや市内のスポーツジム等で開催し、延べ数で1千300人ほどの参加がございました。

また、市主催の介護予防教室に参加していただく以外にも、シニアクラブの活動をはじめ、スポーツや趣味活動等におきまして、グループでの活動や個人でのウォーキングなど、高齢者の皆様が楽しみながら、自身の健康維持、増進が図られるように様々に取り組まれているものと認識しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。いろいろな取組をしているなというふうには思っておりますが、ご答弁の中に、楽しみながら取り組まれているというご答弁がありました。まさに、楽しくない

と長く続けることができません。

質問要旨②になります。長く続けていただくために、継続的に行っている取組とはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者の健康維持に係る市の施策は、普及啓発に係るものが中心となっておりますが、継続的な取組としましては、市民が10人以上集まるサークル等に、介護予防に係る研修を受講した市民を、介護予防リーダーとして派遣する出張介護予防教室を実施しております。

令和2年度はコロナ禍の下ではありましたが、集会所やコミュニティセンターなど、市内各所に、90回ほど介護予防リーダーを派遣いたしました。出張介護予防教室は、市民有志が会場を用意して、講師の派遣を依頼することで実施できている事業であり、市民の継続的な取組の1つであると認識しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。健康維持のための取組、そして、その取組を継続的に続けるための取組についてお聞きいたしました。

質問要旨③になります。その効果としてはどのような形で表れているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、介護予防の普及啓発を目的とした教室や、介護予防リーダーを市内各所に派遣する出張介護予防教室を開催しており、高齢者の健康維持に効果があるものと認識しております。実際に介護予防教室に参加された方からは、「みんなと一緒に運動ができ、楽しかった」、「運動する習慣がついてよかった」など、大変ご好評をいただいております。

今後につきましても、介護予防教室の開催をはじめ、高齢者の皆様の心身の健康が図られるよう、様々な取組を実施してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。健康増進のための取組としては、参加者が非常に少ないと感じましたけれども、市内の高齢者の方たちが健康になり、健康保険税負担や介護税負担が軽減されたと認識できるだけの効果は、数字的に見て上がってきてはいないのではないかと思います。

八街市内の65歳から74歳までの高齢者数は1万2千41人、75歳以上の方が9千185人、合計2万1千226人おられます。参加された人数だけお聞きしますと、その約5パーセントから6パーセントの方たちしか、まだ参加されていないように思われます。

この参加割合を30パーセントや40パーセントに上げていかなければ、それも月に1回、2回と参加回数も増やしていかなければ、その効果は数字に表れてこないのだと思われませんが、今後の目標設定があれば、お聞かせください。

○市民部長（吉田正明君）

目標設定ということでございましたけれども、現在、コロナ禍ということもございますので、なかなか目標を設定するということについては、大変難しい状況ということになりますけれども、今後の予定といたしましては、これまで行っております介護予防教室、あるいは出張介護予防教室、これらのほかに、3か月から6か月程度、短期間におけます運動機能向上を目的といたしました、保健医療の専門職の方によります短期集中型サービスというものの実施を計画しているところでございます。

なお、市の事業の参加者につきましては、ただいま議員ご指摘のとおり、高齢者全体の数パーセントという状況ではございますけれども、健康維持の取組につきましては、スポーツサークル、あるいはシニアクラブの活動等、高齢者の方、個人個人の取組ということもございますので、今後も活動場所の提供、あるいは様々な普及啓発の教室というものを開催することによりまして、高齢者の方の健康維持が、より一層図れるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。今、コロナ禍でございますので、なかなか取組はしづらいと思えますけれども、高齢者の多くの方たちが、また健康に対するリーダーになって、介護予防のリーダーとなって活動、活躍できますよう、ご尽力いただけますようお願い申し上げます。

質問事項（2）の質問に入らせていただきます。スポーツを通しての健康増進についてお伺いいたします。質問要旨①になります。スポーツの実施による効果にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

スポーツ基本法において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な満足感の獲得、自律心、その他の精神の涵養等のために、個人、または集団で行われる運動競技、その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている」とされております。

このようにスポーツを行うことによって、健康の保持増進や生活習慣病予防のほか、爽快感や達成感、知的満足感などの精神的な充足を得ることができ、また、人と人とのふれあいを深め、連帯感を持つことができます。

また、青少年においては、心身の健全な発達を促し、自己責任や克己心、フェアプレーの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心が育まれるなどの効果があります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

質問要旨②になります。本市での生涯スポーツ奨励や推進はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、スポーツ振興課における生涯スポーツの奨励、推進の状況につきましては、例年9月に、スポーツレクリエーション祭として、グラウンドゴルフ大会、インディアカ大会を開催し、ネーミングのとおり、楽しく気軽にスポーツに親しみ、参加者相互の交流と親睦を深め、健康や体力の増進を図り、未経験者の方でも参加できるイベントとして開催しております。

また、生涯スポーツの定義であります「生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも」親しめるスポーツの推進として、2本のポールを使って歩き、無理な負荷もなく全身運動ができるノルディック・ウオーク教室を年4回実施し、毎回、予定定員を上回る参加状況となっております。春と秋には、「我が町・八街を歩こう」と題して、ノルディック・ウオークで市内の名所を巡り、八街の歴史などを学びながら、スポーツに親しむイベントを開催しております。

今後も、さらなる生涯スポーツの普及、促進に努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

質問要旨③になりますけれども、生涯スポーツとして、現状では、既存の施設を利用し、自然を活かした活動をされているようですけれども、新たに生涯スポーツを取り入れ、奨励するための新たな施設建設の構想はおありになるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、生涯スポーツの活動の場といたしましては、地域の団体が自由に利用できる施設として、用地を市が借り受け、ゲートボール場4か所、グラウンドゴルフ場3か所を設置し、地域の団体に利用していただいております。

また、学校施設開放事業として、市内の各小中学校の体育館等を開放し、市民を中心に構成され、スポーツ振興課に年間登録された団体の活動場所として貸出しを行っております。

現在のところ、このような施設をご利用いただきたいと考えております。

○木村利晴君

スポーツには医療費を抑制できる可能性を秘めております。スポーツによる効果として、健康増進、寿命の延伸が近年特に注目されるようになってきました。

我が国においては、「スポーツ基本法（平成28年8月施行）」に基づき策定された「スポーツ基本計画（平成24年3月策定）」により、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人、65パーセントとなることを政策目標に、各ライフステージに応じたスポーツ参画の促進、地域コミュニティの中核となるスポーツクラブの育成等の取組が進められてまいりました。

このような政策の下では、これまで地域スポーツは、子どもから高齢者に至る誰もが、日常的にスポーツを楽しむことができる環境の提供、精神的充実感や楽しさ、喜びをもたらし、

心身の健全な発達を促すことなど、人、情報、地域交流による地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしてきました。

したがって、今後もこのような地域スポーツが担うべき新たな役割を果たすためには、子どもから高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動への参画をさらに促進することが必要とされております。

その意味においては、パークゴルフは最も適したスポーツと言えます。パークゴルフは、グラウンドゴルフと同じようなクラブとボールを使い、ゴルフ場と同じような芝の上を1本のクラブでボールを打ち、穴に入れていく競技です。個人競技で比較的ルールも簡単なことから、気軽に楽しむことができます。競技人口は約130万人おられます。パークゴルフのコースは1千200か所を超すとされており。また、私の知り合いで満92歳の方が現役でプレーをしております。

八街市内にも、千葉県で2番目にできたパークゴルフ場がございましたが、経営者の自己都合により、残念ですが閉鎖されました。また、ご自分の畑をパークゴルフ場に改造し、地域の人たちに開放している方もおられます。

八街市内にもパークゴルフ愛好家が増えております。地域住民の憩いの場として、また、近隣地域の方々との交流の場として、大会ができる公認コースのパークゴルフ場建設の計画をしていただけないのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

パークゴルフは健康増進や社会的交流、精神的な満足度の向上などの効果があり、個人競技で気軽に楽しむことができるスポーツであることは認識しております。

パークゴルフ場の建設につきましては、財源や必要性などの課題について、今後、様々な観点から研究してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

パークゴルフに関するアンケートがありますので、ちょっとご紹介させていただきます。配付資料をご覧くださいと思います。

パークゴルフ・プレーヤーの競技歴を見ますと、「5年以上～10年未満（31.2パーセント）」、「10年以上～20年未満（36.7パーセント）」、「20年以上（9.3パーセント）」となっております。これらを合計すると、全体の77.2パーセントとなることから、パークゴルフを始めてから、長年プレーを楽しんでいるプレーヤーがかなり多いことが分かります。

また、プレー頻度のアンケートでは、「週2回～3回」の方が32.6パーセント、プレーしている人が多く、「週1回程度（19.7パーセント）」、「週3回～4回程度（19.4パーセント）」、頻度が高いプレーヤーでは、「週4回～5回程度（11.1パーセント）」、「週5回～6回程度（7.7パーセント）」、「ほぼ毎日（9.5パーセント）」

が示されております。これらを合計すると、28.3パーセントとなることから、プレーヤーの4人に1人は毎日の生活の中に溶け込んで、日常化し、楽しんで行われている様子うかがえます。

このようなことから、パークゴルフは、他のスポーツには見られない傾向がうかがえ、楽しく、日常生活に溶け込んでいるスポーツと言えます。このようなことから、前向きにご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。

最後になりますが、コロナに負けない健康で元気な街づくり、活気のある街づくり推進のため質問させていただきました。

以上で、誠和会、木村利晴の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月4日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、5分間休憩を取り、全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午前11時21分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
